

伊勢原市 高齢者虐待対応の流れ

原則、48時間以内に実態把握と情報共有

発見・相談・通報

- 本人・家族
- サービス事業者
- 医療機関
- ケアマネジャー
- 警察
- 自治会
- 社会福祉協議会
- 地域住民
- 民生委員
- 等

★ 相談・通報のポイント ★

虐待か否かを決める必要はありません。高齢者が安全に暮らしているかどうか、周囲から見ている不安だと思ったら、まず関係機関に相談してください。

- ① 暴力行為がある、家の中から暴力を疑う大きな物音や声がする
→速やかに**警察署**へ通報してください。
- ② 健康状態が悪く、ひとりにしておけない状態である
→消防署に連絡し、**救急車を要請**してください。
- ③ いますぐ、命に影響しなそうだが、心配である。
→高齢者や養護者の自覚の有無を問わず、何らかの支援が必要ではないかと思った時点で、**包括又は市へ相談**してください。



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律【第7条】高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
【第8条】市町村が通報を受けた場合、当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。と規定があります。
通報した方の情報も守ります。匿名での相談も可能です。

- 平日昼間
伊勢原市 介護高齢課 94-4724(直通)
各包括支援センター
(東部)97-4755 (西部)95-2111
(南部)71-6616 (中部)92-4091
(北部)75-8085
- 夜間・祝日
伊勢原市 介護高齢課



状況確認

地域包括支援センター
 ……
 虐待人急事意実のの確認
 ……
 家族急事意実のの確認
 ……
 状況判断把握

包括内で協議

情報協
交力換

伊勢原市介護高齢課
 ……
 虐待人急事意実のの確認
 ……
 家族急事意実のの確認
 ……
 状況判断把握

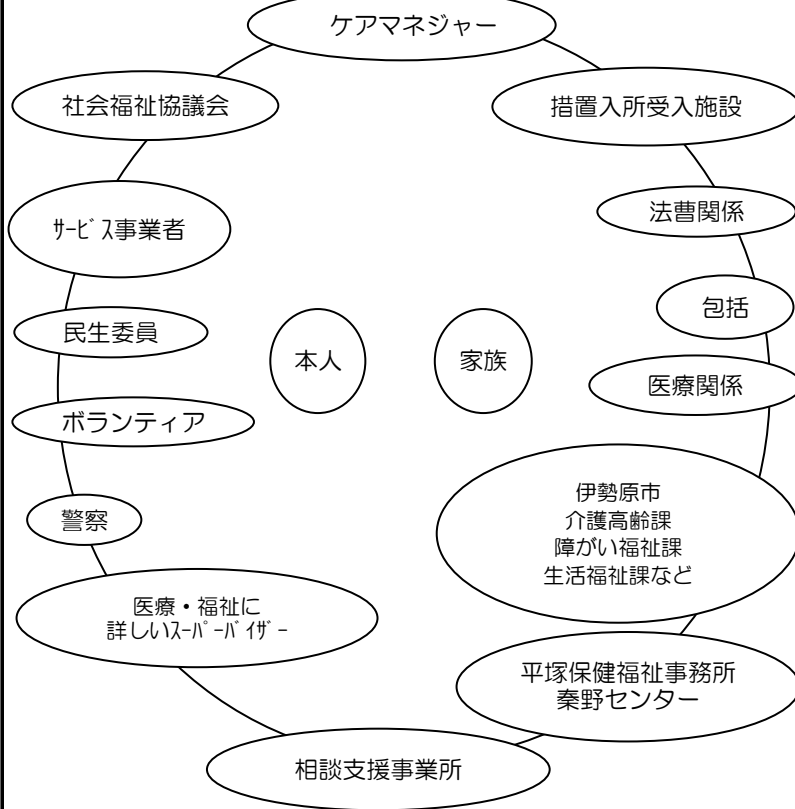
介護高齢課
内で協議

虐待初動会議

必要に応じたメンバーの招集
 ○○○
 情緊虐
報急待
の性の
共の見
有判極
化断め

緊急作業会議

必要に応じたメンバーの招集



- ・緊急性の判断
- ・メンバーの確認
- ・メンバーの役割の確認
- ・モニタリング、評価時期の確認
- ・対応方針の決定
- ・緊急時の対応確認

- 虐待防止ネットワーク会議：年1回
- 実務担当者会議：年数回
- 伊勢原市地域包括支援センター 社会福祉士部会

継続的なモニタリング

対応

《要見守り/支援》
 ・地域での見守り
 (地域住民・自治会・民生委員・包括・市)
 ・介護保険、保健福祉サービスの利用
 (サービス利用しながらの見守り)

《要介入》
 ・保健指導、介護指導
 ・ケースワーク活動
 ・介護保険法以外の訪問介護の実施
 ・老人福祉法の措置による在宅サービスの利用
 ・介護保険サービス、自立支援法等、プランの見直し

《緊急事態》
 ・犯罪⇒警察へ通報
 ・要治療⇒医療機関
 ・要分離
 ⇒介護保険施設利用
 ⇒緊急一時保護
 ⇒措置入所
 (養護老人ホーム)
 (特別養護老人ホーム)

高齢者虐待とは？

- ①身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②心理的虐待: 高齢者に著しい暴言又は拒否的対応をすること。
- ③介護放棄: 高齢者を衰弱させるような減食または、長時間の放置等養護を著しく怠ること。
- ④性的虐待: 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待: 養護者又は親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

<緊急性の判断基準>

『要見守り/支援』

虐待かどうかの判断に迷う状態。放置すると深刻化する可能性があり、本人、家族の見守りを要すると思われる状態。

- (例)
- ・心身への影響が部分的か顕在化していない状態。
 - ・介護知識不足や介護負担が増加し、不適切な介護の状態になっている場合。

『要介入』

放置しておく、高齢者の心身の状況に重大な影響が生じるか、その可能性が高い状態。

- (例)
- ・医療を必要とする外傷や不自然な傷が絶えない。
 - ・介護環境が極めて悪い。
 - ・必要な食事が保障されない。

『緊急事態』

生命・身体に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある状態。

- (例)
- ・生命に関わる外傷（骨折、重度の火傷、頭蓋内出血など）がある。
 - ・極度な脱水症状、栄養不足が見られる。
 - ・棒や包丁など道具を用いた虐待が行なわれている。
 - ・重篤にも関わらず医療を拒否している。
 - ・本人が保護を求めている。

<権利擁護事業/成年後見制度>

- ・経済的虐待に対しては、本人の意思に基づき、金銭管理体制を整え、支援することが重要です。
- ・本人に判断能力がない場合、またなくなる恐れがある場合には、成年後見人などの選任が有効です。

<家族、介護者への援助>

- ・介護者の話を傾聴し、今までの苦労を共有、高齢者のみならず、家族全体を視野に入れた支援を心がけます。
- ・介護ストレスなどから生じる関係を誤解せず、ストレスを軽減できるプランを一緒に考え、実行します。
- ・分離は最終手段です。慎重に対応し、分離後の虐待者に対するフォローは、充分に行ないます。

<対応上の注意点>

- ・個人的価値観や意向で支援が偏る事を防ぐ為、チームで対応します。チームでは『高齢者の権利擁護』を最優先します。
- ・担当者それぞれの役割、対応方針については『緊急作業部会』で決定します。
- ・分離する場合は、高齢者の身の安全を確保し、分離の必要性を本人・家族（必要時）へ説明します。虐待防止や高齢者保護のため、面会を制限する事ができます。
- ・状況により本規定の流れに沿わない支援を行なう場合もあります。